

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成26年10月15日 午前10時1分～午前11時40分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長 橋口博文
副委員長 成川幸太郎
委員 上野一誠
委員 井上勝博
委員 佃昌樹

委員 川添公貴
委員 福元光一
委員 中島由美子
委員 帶田裕達
委員 森満晃

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 瀬尾和敬

○その他の議員

議員 江口是彦
議員 川畑善照
議員 杉菌道朗
議員 福田俊一郎
議員 今塩屋裕一

議員 徳永武次
議員 持原秀行
議員 谷津由尚
議員 小田原勇次郎

○事務局職員

事務局長 田上正洋
議事調査課長 道場益男

課長代理 南輝雄
主幹兼議事グループ長 瀬戸口健一

○審査事件

- 1 陳情第 9 号 川内原発の再稼働の判断の前に福島第一原発事故の委員・議員の視察と市民報告集会を求める陳情
- 2 陳情第 10 号 川内原発再稼働に反対する意見書提出に関する陳情書
- 3 陳情 14 件

(平成 25 年受理分)

陳情第 6 号 川内原発再稼働反対を求める陳情

陳情第 7 号 すべての原発から直ちに撤退することを決断し、川内原発 1・2 号機など原発の再稼働を行わないよう求める意見書を政府に提出することを求める陳情書

陳情第 8 号 川内原発 3 号機増設計画の白紙撤回を求める陳情

陳情第 9 号 川内原発 1 号機・2 号機の再稼働に反対し、廃炉を求める陳情書

陳情第 10 号 川内原発 3 号機増設白紙撤回を求める陳情書

陳情第 11 号 原子力発電推進から脱却し、原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書

陳情第 12 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情

陳情第 13 号 川内原子力発電所再稼働反対に関する陳情

陳情第 14 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

陳情第 15 号 川内原発の拙速な再稼働に反対する意見書の提出を求める陳情

(平成 26 年受理分)

陳情第 2 号 川内原子力発電所 1・2 号機の日も早い再稼働を求める陳情

陳情第 6 号 川内原発 1・2 号機再稼働同意に反対する陳情書

陳情第 9 号 川内原発の再稼働の判断の前に福島第一原発事故の委員・議員の視察と市民報告集会を求める陳情

陳情第 10 号 川内原発再稼働に反対する意見書提出に関する陳情書

- ・ 今後の審査方法について
-

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在、12名から傍聴及び写真撮影の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、随時許可することとしますが、前回の委員会で騒いだため、退場を命じたものから傍聴の申し出ある場合は不許可とすることとします。

○委員（井上勝博）それは特定して、その方が来られた場合は入場をさせないという意味ですか。

○委員長（橋口博文）はい。

○委員（井上勝博）特定するということですか。誰々ということですか。

○委員長（橋口博文）もう退場を命じて出られた方ですね。

○委員（井上勝博）その方はもう、これからは傍聴させないということですか。

○委員長（橋口博文）させないということ。

○委員（井上勝博）それは、いつまでさせないということですか。

○委員長（橋口博文）この期間中は、もうな。

○委員（井上勝博）この期間中といいますと。

○委員長（橋口博文）委員長としては、もう認めないということでおっしゃるのです。

○委員（井上勝博）それはちょっと、やっぱり傍聴の権利、そういうものについて、余りにも軽く扱い過ぎではないかと思います。実態として、そういうことがあったときに注意し、退場を命ずるということがあったとしても、その方が、じゃあ2回目来たときに入場を認めないというやり方は、これは少し、大問題になると思いますよ、私は。議会のあり方として、大問題になると思いますよ、そういうことをすると。私はそれは、やめたほうがいいと思います。

やっぱり、その方の行動に基づいて退場を命ずるということについては、おっしゃる委員長の判

断でしょうけども。しかし、その方を特定して、いわば、まるで本当に犯罪者扱いするというのは問題だと思います。

ですので、私はその今の発言を撤回していただきたいと思います。

○委員（森満 晃）傍聴人の取り扱いについて確認をさせてください。

まさに、その10月9日、この特別委員会で規制庁の参考人招致の中で、一傍聴人が大きな声で発言し、しかも一委員を特定するような言動がありました。その際、すぐ退場にはなりましたが、このような恐怖と威圧感を与えるような傍聴人が今後もこの傍聴を認められるものなのか、それについて1点。

それと、やはり傍聴人の傍聴の定義について改めてお示しいただきたいと思います。

○委員（川添公貴）傍聴の定義というのは、開かれた議会としては全てを公開する。ただし、その開かれた議会の傍聴するにあたっては、傍聴規則っていうのをお示ししてあるわけです。その傍聴規則を遵守した上で、不徳で「おい」とか「黙れ」というぐらいはお静かにで済むんでしょうけど、個人を特定した誹謗中傷を傍聴席から安易に傍聴規則を破って行うということはいかなるものか。これは規則に違反していることが一つ。

次に、委員長において委員会を仕切るというのは、委員会条例で規定されております。したがって、委員長の判断において、今後とも、そのような行動が見込まれると判断したときには、中止を命令することができるという委員会条例になってございます。

その辺を鑑みると、傍聴というのはあくまでも開かれた議会である以上は認められる。ただし、前提として、もう一回申し上げますけど、傍聴規則に沿った上で傍聴していただきたいということ判断されたと思いますので、今、森満委員がおっしゃったようにそのような真剣な審議をしている中で、そのような行為があるということはいささか不愉快な、というか不快な思いをする場面もあろうかと思うんで。今回の委員長の判断については、そのように委員長として決められたわけですから、やられることを申し添えます。

○委員（井上勝博）それは私、前例がないと思います。全国的にみても。そういう、いわばそういう規則に基づかない行為があった場合に、退場

を命ずるということはありません、その方を特定して、その方の期限というの、今、明確ではありませんでした。いつまでとかいう期限も明確ではありませんでした。

そういう方を入場させないというやり方というのは、私は全国に例がないと思いますので、私は議会運営委員会で、きちっとその問題については、話し合っただけで決めるべきだと、そういうことは非常に重大問題であると思います。

なので、今の発言の撤回とそして議会運営委員会での議事の問題として扱っていただきたいというふうに思います。

○委員長（橋口博文）森満委員が発言されたように、傍聴席から個人的な考えだったかしれんけれども、ああいう暴言的な発言があれば、やっぱり不愉快な気持ちを持つんですね、委員の方は。やっぱりこれは全国的にそういう例はなかったんじゃないですか、今まで。ここで初めてあったんじゃないですか、傍聴の人が委員の。

○委員（井上勝博）要するに、騒いだりとか、大声を出したりとかいうことに対して注意し、退場を命ずるということは全国的にあると思います。それはあると思います。国会でもそういうのはあると思います。ただ、そういう方を特定して期限も明確にないまま入場を禁ずるというやり方は前例はないと。そのことを言っているんです。だから、私はそんなのは議会運営の根本的な問題だと思いますので、私は議会運営委員会の中できちっと論議すべきだというふうに思います。

○委員（橋口博文）今後はな。今後はですよ。

○委員（井上勝博）問題をですよ。その問題を。あるんだったらあるって言ってください。ないですよ、そんなものは。前例がないということを示すということはどういう意味ですか、聞いたことがないと言っているんですよ。

○委員（佃 昌樹）ちょっと協議会にしてください。

○委員長（橋口博文）協議会に切りかえます。

~~~~~

午前10時 9分休憩

~~~~~

午前10時13分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文）本会議に戻します。

△陳情第9号 川内原発の再稼働の判断の前に福島第一原発事故の委員・議員の視察と市民報告集会を求める陳情

○委員長（橋口博文）それでは、陳情第9号川内原発の再稼働の判断の前に福島第一原発事故の委員・議員の視察と市民報告集会を求める陳情を議題といたします。

本陳情については、当局に関係のない内容ですので、本日は委員間討議で審査を進めることとします。

それでは、お手元の陳情文書表のとおり、陳情には福島第一原発や福島の惨状の視察を行い、市民への報告集会を開催することが陳情項目に記載されていますが、福島第一原発の視察については去る6月3日の委員会において視察は行わないということで決定しております。

ついでに、本陳情について御意見はありませんか。

○委員（井上勝博）この私たちが、今、安全対策という問題を議論しているその原点が福島原発事故があったということが大きな原因になっているわけですね。その福島の現場を見ずにして、その現状を見ずにして、私たちはそれを再稼働したらいいのかどうかということ来判断するのは、やはりおかしいんじゃないかと。やっぱり原点というのを大事にして、現場をやっぱりよく見るということをしてこそ、公正な判断というのができるのではないかとこのように思うんです。

私は、やっぱりお一人お一人に、本当にその現場を見られていらっしゃるのか、その現場を見ての感想がどうなのかということはお聞きしたいなというふうに思うんですね。委員長、どう思いますか。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。委員長としては、ほかの委員の方に。

○委員（井上勝博）じゃあ、自由討議をお願いしたいと。いいですか。

○委員長（橋口博文）はい。

○委員（井上勝博）そしたら、ちょっと私は皆さんにお聞きしたいと思います。福島原発事故の現場を見られたのか。見られて、そしてその感想はどうなのかということをお聞きしたいと思います。一人一人について。

○委員（上野一誠）この議事の進め方ですけど、この事案については、今、委員長のほうからあつ

たように6月3日の日に、テーブルに委員会としてつけたわけですよ。

そして、いろいろ本当にその前に井上委員も福島を見てくるという話を当時されたと思うんだけど。その中で我々は、この委員会でこのことを、一つの問題提起をして、委員会で議論をしてきた。

そのときに、私も申し上げたのは、やはり一つ一つ行かないとするならば、あるいは行くとするならば、議会がそれなりのやっぱり説明ができる形をとつとかなないといけないということで、事務局に十分向こうとの調整をさせて、そしていろいろ行けるのであれば行こうではないかと。行けない状態であれば行かないという一つの判断をしたわけですよ。そうしたときに、今の議論をまたそこにぶり返しているの、だからこの結果は、我々も調査を事務局にさせていただいて、行けないという判断というか、結果が出たわけで。そういう議論を十分、6月3日の提案の中でもしてきたというふうに思っています。

ですから、じゃあ今から行くのかということには、現実的に無理があるというふうに思いますので——ここはもう見に行けない状態に現地があるということでもありますので、そのことは、もうおさまっているというか、判断が委員会としてはできているというふうに思いますよ。それをまた議論していくんですか、これ。

**○委員長（橋口博文）** 私も。前、6月3日のときにいろいろ当局からも説明があった。上野委員から今ありましたように、調査もされて、現地に行ってみて、そういう視察ができるのかということも、日程的にもそういうこともさしてみました。それは向こうはできないということでありましたから、この委員会の中でも協議をしたら、それはもうしないということで、そのとき決めたわけですから。

**○委員（上野一誠）** やっぱり住民の意思というのは、いろんなところにぶつけてこられます。今回の反対、賛成を含めて一緒ですけども。そうしたときに、この委員会がしっかりと物を言える判断をしておかなきゃいけないというのが、もう現実だと思います。そういった意味ではやっぱりしっかりと6月3日の日にも何回と、二つの委員会にまたがって議論をたしか三つでしたか、そういう委員会の中で議論をしてきたことでありますので、それをまた一に戻すという議題にこれを取り

扱っていくのかということになりますので。

**○委員（井上勝博）** 特別委員会としては、行かないということを確認に決めました。ただ、それぞれのお一人お一人が政務調査費を使って現場に行くということは可能であって、もう3年6カ月以上たっているわけですよ。その中で、現場をやっぱり見てきたのかどうかということについては、私は大事な問題じゃないかと。やっぱり住民はこの陳情というのは、そういう趣旨だと思うんですね。やっぱり原点である現場、事故現場、こういったものをきちっと見られた上で、そして安全対策という問題を議論されているのかどうかということなんですよ。

だから、私はここで原特委が行くか行かないかということ議論したいんじゃないかと、お一人お一人が行かれていращゃれば行かれていって。そして行ったらどういう感想を持たれたのかということについて、自由討議の中でお聞きしたいということなんです。それはできるでしょう、可能でしょう。それは今だって、できるでしょう。

**○委員（川添公貴）** 福島第一についての視察は、もう上野委員がおっしゃったようにそういう経緯をたどっていますので、願意は福島第一を見てその報告会を、報告集会をしろというのが大きな目的だろうと、見れということじゃなくて。まずその点はちょっと置いておいて、ほとんどの議員が——私はもう3回——福島に行ってきました。

まず、福島第一の中にはもう入れませんでしたので、今でも思い出しますが、3月11日の後、7月に行きました。経済産業省の案内をもって。現地の町長さんとか、議長さんとかも話してきましたし、そういう避難所、それからもう一番近くまで行けるところまで、今はもう立ち入り禁止になっていますけど、その中まで行ってききましたけど、そういうこともしました。

今回、川内の1、2号機が関連する分野でいくと、福島第2、女川原発、ここを視察をさせていただいて、いろんな地震の影響はどうだったのか、津波の影響はどうだったのかということも、まずは見てきています。で、もってして、議員には復命書、報告書を出す義務があります。全て、会派で行ったなら会派代表者名で出してあるはずですよ。それを全て議長宛てに出してあります。

先ほど話題になりましたけど、市民の方々は広く知る権利がありますので、情報公開条例に基づ

いて請求されれば、どういう報告書が出ているのかということは理解することができると思います。

2点目です。市議会が今、住民説明会じゃなくて意見交換会に回りました。ある地区コミでもこの原発問題に対して、直接質問をされました。すぐ近くの、どこの地区コミとはいいませんけど、いろんなところでも、そういう質問が出て、それにはしっかりお答えをしています。そういう意見交換会の場に出てきてくださいと言っているわけですから、身近に行って話をしていますので、全員の意見はそこで言えというのがこの趣旨でしょうけど、その一方として広く出向いていって意見交換会はしているわけです。そこにも出てこれずに集会だけ開けということはちょっと無謀かなって思っています。

ですから、この議論を6月3日にそういった議論をもとに戻す必要もないし、広くそういう情報公開もしていますので、それから踏まえていくと、あえて報告会をする必要、報告集会をする必要はないだろうと思います。開かれた議会としては、うちの薩摩川内市議会は割と上位に、早稲田大学が上位に示したように全てを公開しています。

ですから、再度言いますけど、情報公開条例に基づいて請求されれば、しっかりと意見なり等は書いてありますので、それを参照にいただければと。ですから、もう一回、結論として最後にもう一回言いますが、その報告集会をあえて全議員がやるということは、私はふさわしくないということで考えております。

以上です。

**○委員長（橋口博文）**ほかの方はありませんか。

**○委員（井上勝博）**川添委員のほうは3回行かれたということで、立ち入り制限区域まで行かれたということと言われたわけですが、そこへ行っただういうふうな印象だったのかということについてはちょっとお聞きできなかったものですから、どういふに印象を持たれたのかお聞きしたいと思います。

**○委員（川添公貴）**自由討議ですので、印象を言えということです、テープが回っていますからしっかりと言います。たしか、遠藤町長さんとお話をさせていただきました。そのときに一番心配したのは1万人の住民の方が一斉に避難をしたということです。原災法第15条、10条のときは心配したんだけど、15条が発令したときに

は一斉に逃げられたということで、残りの3,000人を連れて逃げたというお話も聞いてまいました。

実質的に、あの現場に行つて放射能災害によって、あえて言いますけど放射能、プロトニウムとか、そういう放射能によって死亡した方は——実際放射能を浴びて死亡した人は、いないという話もお聞きしました。ですので、原子力災害は、起こつてはいけな災害であるということは十分わかっています。体験上、風向きによって濃度が違う。これもわかっています。あえてもう一つ言いますと、私がいろんな質問を受けたときに、市民の方々に説明するときは不適切かもしれませんが、メリケン粉をたとえにして話をさせてもらっています。

というのは、比重の重いやつは身近に落ちていくんだと、比重に軽いのは遠くにいくんだという話し方をしています。実際、福島第一を見て、福島第二を見て、女川を見て、その災害が起こつたのはあくまでも津波の影響であつて、地震の影響で停止したわけですけど、地震の影響で損傷したということはないということを私は確信してきました。

以上です。

**○委員（井上勝博）**きのう、ちょっと行政視察、会派ごとにどこへ行かれたのかという報告書、昨年度のを一覧したら、むつみ会が福島県いわき市に行かれていらっしゃるみたいなので、むつみ会の方にもお聞きしたいと思うんですが。

**○委員（福元光一）**今は自由討議ということで、井上委員が各委員にいろいろ求められるんですけど、私はきょうの審査方法で、今、陳情第9号、この9号の内容もここに書いてあるんですけど、これに沿つて進めていただきたい。井上委員が言われるのは、ちょっと私は答える必要はないと思っておりますから、答えません。

**○委員（井上勝博）**陳情の最後に、「その際、原発再稼働を考える上で、福島第一原発事故がなぜ起こつたのか、いったん過酷事故が起こればどうなるのか考える原点はやはり事故現場にあると考える。多くの議員もしくは委員の皆様にあつては、原発事故のあつた福島第一原発や福島県の惨状を直接視察はされていないと聞いた。ついては、各事項について陳情する」ということで陳情に沿っているんですよ。

むつみ会は、会派で行かれているというふうに書いてありますので、その辺についての印象を、感想でいいですから教えていただきたいということをお願いしたいんですよ。むつみ会というと森満議員もそうでしょう、二人いらっしゃるわけだから。

**○委員（福元光一）**内容をよく理解して質疑をしたいと思いますので、今、井上委員がいうように、どこに行ってもどういう感想を持ったか、どうのこうのというのは、私は言いません。

**○委員（川添公貴）**自由討議というのは、名指しで誰に意見を言えというのは自由討議じゃなくて、私が意見がありますよというのが討議であって、そこをしっかりと理解して。私は名指しで言いませんけど、発案されたんでね。井上委員が何回福島に行かれたのか、場所、あなたは話が長いから、場所と誰と会ったのか。福島の現地のどなたと会われたのか、どういう話をされたのかそれをお聞きしたい。私らがさっき言いましたように現地の議長さんとか、町長さんどこに行って、しっかり聞いて、情報を収集しているんですけど。あなたは何回行かれて、どなたと話をされて、お答え願いたい。

**○委員（井上勝博）**私は、1回目は南相馬市に行ってきました。これは事故が起こってから、たしか3カ月ぐらいたってからだったと思います。ボランティアということで、南相馬市のボランティアセンターに行って、そこ……。

**○委員（川添公貴）**誰と話をしたか、それだけでよか。長かで。

**○委員（井上勝博）**いろんな人と話しました。現地責任者といのは、ちょっともう3年前の話ですから。

**○委員（川添公貴）**よう覚えちゃっどお。

**○委員（井上勝博）**記録をちゃんと確かめないと私もわかりません。それは。

**○委員（川添公貴）**曖昧じゃ。

**○委員（井上勝博）**曖昧じゃないですよ。ボランティアセンターに行ったということは事実です。そこで、小学校の体育館に行ってお味噌汁をつくったりとか、そういうことをして避難されている方々のお話を伺いました。そこで、南相馬市というのは武士の格好をして馬に乗って、そして戦国の模様を再現するお祭りがあるわけですけども、そういった方々がお祭りができるのかなというこ

とを、本当に心配されていたりしました。

それで、印象に残ったのは、やっぱり子どもたちがいないと、子どもたちが避難、自主的な避難をされていると。確かに南相馬市は、制限区域ではありませんでした。私は制限区域まで入ることはできませんでした。そのときは、1回目は。

しかし、小学生の皆さんとか、子どもさんたちは、みんな親が心配して自主的に避難されていて、生活はもうめっちゃくちゃだったと。お店もやっとコンビニが開いている状態で、ほとんどのお店がシャッター通りになっていたという状態でした。

それから2回目は、いわき市に行ってみいました。いわき市に伊藤達也さんという方がいて、伊藤達也さんも障害者の施設を運営されている方です。この方は、事故が起こったときに障害者と一緒に何十日もそこに立てこもらざるを得ないと。避難が困難であったということで、立てこもらざるを得ないと。一緒に共同生活をせざる得ないという事態に直面して。そもそも原発問題、住民運動全国連絡会の筆頭代表をされていたりして、その方がいわき市で被曝されたという非常に運命のいたずらみたいなことになったわけですけども。やはり放射線、空間放射線量を図る装置を手に入れるのがしばらくはできなかったけども、たしか3日後ぐらいから、それを手に入れることができ、計測した結果、非常に高い放射線のピークがあったということで、そのときに弁当を開いたという問題なんかをお話されていました。

それから、三つ目。ことしの福島第一原発事故の中に入ってみいました。

これは日本共産党福島県議団が入るということで、川内原発が全国で始めて稼働されそうになっているということで、特別に私と松崎真琴県議が招かれて、行ってまいりました。そこで1回この場でも御報告したとおり、防護服に身を包んで二重の三重の手袋もして出かけて行ったわけですよ。

**○委員長（橋口博文）**井上委員、短く。

**○委員（井上勝博）**そういうことで、現地に3回行ってまいりました。

以上です。

**○委員長（橋口博文）**ほかの方はありませんか。

**○委員（井上勝博）**私が聞いているのは、皆さんは何ためにこれを議論しているのかと、何のために安全対策を議論しているのかと。福島のような

な事故が起こってはならないし、そして福島のような事故が起こった場合に、不幸なことに起こった場合にどうすれば、いわば人命を守れるのかと。

先ほど川添委員がおっしゃったのは、確かに放射線によって直接、人が亡くなったという事例はないにしても、関連死というのはすごいんですね。これはやっぱり長期的に避難生活をせざるを得ない。避難というよりもむしろこの難民化するわけであるんですね。この難民化して、そしてその中でさまざまなストレスがたまり、その中で要援護者、要介護者そういう方々がまず体を弱めて、体の調子を悪くされて亡くなったり、そういうふうになっているわけですね。

ですので、私たちはあらゆる問題をやっぱり事故が起こった場合——事故が起こらないような対策ももちろんですけども。事故が起こった場合、にどうするのかということについても、真剣にやっぱり議論が必要だと思うんですよ。そういう点で、現場のことを何も語らないで、現場のことを何を見ないで、そしてこの議論を進めていくということについて、やっぱり住民は理解できないのではないかというふうに思うんですね。やはり、だから見ていないなら見ていない、見ているなら見ている、そういうことはちゃんと表明していただきたいというふうに思います。

**○委員（上野一誠）** 自由討議ではあるけども、井上委員、あんたはどこへ行ったか、どうこうって話をせいというのは、やっぱりこの委員会においては、おかしなぶつけ方ですよ。個人的に、積極的に、ほいじゃあ、私のほうは、こうでと言えればいいけど、どこどこ報告しなさいよというのはおかしい。自由討議とはいえ。

ほんで、我々は何のために安全対策を議論しているのかというけど、最初に陳情が出たのは25年ですよ、25年の何月かな。大分もう1年何カ月かけて、我々は陳情審査をしてきているんですか。安全対策を確認してきているんですか。九州電力に何回安全確認も行きましたか。規制庁にも傍聴しましたか。ほんで説明も受けましたが。そのことがいろんな意味で安全対策を我々が全く考えていないという発言はいささかおかしいですよ。

ですから、我々はこれまでこの全部議論を重ねてきて、何十回という委員会開いてきてやっていることが、あなたがいう安全対策を議論していな

い。ほんで、ここにも気になるのは、「ずさんな審査や準備を終えたとして、川内原発の拙速な再稼働に突き進んでいいのか」という、こういうくだりもあります。そうじゃないでしょうと。もっと委員会を理解してほしいということを申し上げたいですね。

ですから、そういう意味では、個々のそういう動向じゃなくて、委員会としてはこの分については先に行かないという判断をした以上は、この取り扱いはそういう視点に立って議事を進めていかないと。まさにあなたみたいな——こういう議論を、なんかだらだら行くような、審査になってしまう。そのことは、十分理解してもらわんと困ると思います。

したがって、委員長、これの取り扱いをもうちょっと明確にしていかないと、何かどこに視点を置いてやっておるかということが不透明になるので、そこを委員長のほうでしっかりと進めてください。

**○委員（井上勝博）** 私は自由討議というのは、お互いに議論をぶつけ合うという場だというふうに思うんですよ。

**○委員（川添公貴）** 名指しをすんなって。しっかい覚えんけ。私はこう思うんだけど皆さんはどうですかというのが、筋やっど。

**○委員（井上勝博）** そういうルールがあるんですか。

**○委員（川添公貴）** 討議というのは辞書調べんけ。

**○委員（井上勝博）** それは私に対しても上野議員はおっしゃっているわけであって、私はそれに対して答えますよ。

**○委員（上野一誠）** 委員会のちゃんとした運営に関する…。

**○委員（井上勝博）** この陳情については、先ほど私が読み上げて、皆さんもこの陳情の趣旨というのは、最後のところでよく書かれてあるわけでしょう。そういうものでしょう。現場を見てくださって言っているわけですよ。住民は。そのことを市民にも知らせてくださっているわけですよ。その上でいろいろと議論をしてくださっているわけですよ。それを、何かそんなことをするのは陳情の趣旨ではないなんてね、一体どうということなのかなと、一体どういう感覚なのかなと私は思いますよね。

○委員（川添公貴）取り扱いで進めてください。

○委員長（橋口博文）委員の皆さんからさまざまな御意見がありました。ここで本陳情の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。御意見ありませんか。

○委員（佃 昌樹）取り扱いということになると結論的になってくるので、要は6月の時点で現地視察は無理だという結論は出たわけですね。その現地視察の問題と、それからやっぱり集会の問題と、二つあるわけで、その辺のところをやっぱり区分けして、集会の必要性はあるのかなのか、やっぱり我々が前面に出て、委員会として前面に出て、市民に説明するそういった責任はあるのかなのか。現地視察については、私は無理だというふうには思います。

それはもう結論も出ているから。ただ、結果として視察しようがしまいが、結果として、この委員会として皆さんに対して、市民に対して集会でもって説明をするといったことが必要なのか必要でないのか、その辺がやっぱり二つに分かれておると思うんですね。我々の使命はどこなのかということですね。

そういったことの取り扱いというのかな、それやったら意味はわかるけれども。一緒くたに何もかんも、丸ごと一緒くたにしてというのは、ちょっと乱暴かなという気がします。

○委員（川添公貴）今、佃委員がおっしゃったように、私も先ほど言いましたように、現地視察と報告会と。私、報告会について私の意見は述べましたので。その考えるいとまがちょっと必要だと思いますので、この場合は継続をかけて委員各位がしっかりと勉強して、もう一回、次の委員会に挑むという姿勢をとられたらどうでしょうか。したがって、きょうの今の段階は継続でお願いしたいと思います。

○委員長（橋口博文）ほかの方。

〔「継続」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）ただいま継続の声がありました。ついでに、本陳情の審査については、ここまでとし、陳情第9号の審査を一時中止いたします。

---

△陳情第10号 川内原発再稼働に反対する意見書提出に関する陳情書

○委員長（橋口博文）次は、陳情第10号川内

原発再稼働に反対する意見書提出に関する陳情書を議題とします。

本陳情についても、委員間討議で審査を進めることとします。それでは、御意見はありませんか。

○委員（佃 昌樹）中身については、25年度から受け付けているものと大差はないというふうに思うんですね。したがって、今までの全ての陳情については、継続ということで進めてきましたので、内容としては同じような内容ですから、継続で処理をしたほうがいいんじゃないだろうかと思います。

○委員長（橋口博文）ただいま継続の声がありました。ついでに、本陳情の審査については、ここまでとし、陳情第10号の審査を一時中止します。

---

△平成25年陳情第6号－陳情第15号、平成26年陳情第2号、陳情第6号、陳情第9号及び陳情第10号

○委員長（橋口博文）次は、平成25年受理分の陳情第6号から陳情第15号まで並びに平成26年受理分の陳情第2号、陳情第6号、陳情第9号及び陳情第10号の陳情14件を一括議題とします。

---

△今後の審査方法

○委員長（橋口博文）それでは、今後の審査方法について御協議をお願いします。

これまで陳情審査については、川内原発の再稼働や3号機増設など、区分けずに一括して審査を行っていました。今後はさらに審査を進めるために、陳情内容別に整理・区分を行いたいと思います。

ついでに、お手元に配付の資料1、2のとおり整理・区分しましたので、書記に説明をさせます。

○書記（瀬戸口健一）それでは、お手元のほうに資料1、資料2を御準備いただきたいと思います。

まず、A3の資料2をごらんいただきたいと思います。

資料2につきましては、上段のほうにAからMまで各陳情に記載している陳情項目を記載してございます。その上で、それぞれ陳情ごとに掲載している陳情項目に丸印をつけておりまして、この結果、陳情14件の傾向がわかるように一覧とし

て御準備しております。

この一覧表を踏まえまして、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。先ほどの資料2の整理を踏まえまして、資料1のとおり区分①から裏面の区分⑦まで整理・区分けしたところでございます。内容について少し御説明をさせていただきますと思います。

まず、区分①につきましては、委員会や議会に対して対応を求めているものとして整理しまして、平成26年受理分の陳情9号がこれに該当するかということで整理したところでございます。

また、区分②につきましては、再稼働の判断に慎重な対応を求めているものとして平成25年受理分の陳情第14号及び陳情第15号。

また、区分③、再稼働に対して反対のものにつきましては、平成25年受理分の陳情第6号、陳情第7号、陳情第9号、陳情第12号及び陳情第13号、さらに平成26年受理の第6号がこれに該当するかと考えまして整理したところでございます。

また、区分④につきましては、先ほどの再稼働に対して反対のものではありますが、提出者が他自治体の議員の構成される団体から提出されたものということで、少し性格が違うと判断しまして、平成26年受理分陳情第10号をここに整理したところでございます。

また、区分⑤につきましては、再稼働に対して賛成のものとして平成26年受理分の陳情第2号を。さらに裏面をごらんいただきたいと思いますが、区分⑥、川内原発3号機増設に対して反対のものとして、平成25年受理分の陳情第8号、陳情第15号を整理したところでございます。

また、最後になりますが、区分⑦、原発推進からの脱却を求めるものとして、平成25年受理分の陳情第11号を整理したところでございます。

以上のとおり区分①から区分⑦まで整理・区分したところでございますが、これを一つのたたき台としまして、これから御協議いただきたいと思えます。

以上でございます。

**○委員長（橋口博文）** ただいま説明がありましたが、御意見はありませんか。

**○委員（上野一誠）** これまでの14件の陳情の内容別の整理・区分ということで、一応、御提案がありました。いろいろ文言等あるいは陳情の願

意というのを分けられて、正副委員長、事務局での御検討結果というふうに理解したいと思います。いずれ、このことについては採決という形をとっていくということになると思うんですけども。この区分のとおり採決を、この流れでとっていくという形に理解をしておいてよろしいんでしょうか、委員長。

**○委員長（橋口博文）** そのように思っております、採決は。皆さんのほうから何かあれば。

**○委員（川添公貴）** 14件、今まで一括審査をしまいいりました。上野委員がおっしゃったように、願意別に7等分にしてあるということ、それは十分理解するんですが、②、③、④、⑦については願意がおおむね再稼働反対ということの願意でくられると思います。

①に関しては、これはもうこのとおり報告会を開けということです、報告集会、これはこれでいいだろうと思います。

それから、⑤は賛成です。再稼働賛成です。これ次から⑥に関しても、今現在、白紙状態になっている3号機のものであります。今、この3号機については、我々についても意見を言える立場にもない和理解していますので、大きくこの4点。

もう一回言います。①を一つ。②、③、④、⑦を一つ、⑤を一つ、それから⑥を一つの大きく四つのくりにしていったほうが整理しやすいのかなとは思います。

というのは、願意が今言ったように寄せた部分については、おおむね再稼働——文言の中にも反対と、再稼働したらどうなるということを——反対だということが書いてありますので、その小さくくりのほうが、我々も今後のいろんな判断材料にしやすいのかなと思いますので、私の考え方は以上です。

**○委員長（橋口博文）** もう一度。

**○委員（川添公貴）** まず、ほんなら理由とくくりを申し上げます。①、これは集会を開くべきだという願意ですので、これが一つのくくりです。

②、③、④、⑦。⑦も読ませていただきましたけど、願意が再稼働に反対だということ。それから②についても拙速な再稼働、拙速という言葉でくくってはありますが、再稼働反対です。③、これは全く再稼働に反対です。それから④、これは他の自治体の議員の方々が出されてきたということで類別をしてあるんですが、願意は再稼働に

反対ということなんで、②、③、④、⑦を一つのくくりにしたかどうかという考えです。

次に③、これは再稼働に対しての賛成です。この1件は。⑤、済みません。⑤は、そういう賛成です。ですので、これは反対に相反するものである、これを一つにしたいと思います。

それから、⑥です。これは原発3号機の増設に関しての反対のものであります。3号機については、現在、市長、知事も白紙の状態であるということを、一応は話をされていはいるように聞き及んではいますけど。そのことを考えると我々現段階ではこれについて議論をするいとまがないのかな、余地がないのかなと思いますので、⑥は⑥で単独で一つのくくりにしたほうがいいと思います。

私の考えは以上、四つのくくりで今後進めたらどうかということです。

以上でした。

○委員（井上勝博）事務局が提案したものの中で、③については山口自治会が避難計画について、きちっと充実せよというのがあって、これを③の中にくくりにしてしまうのはどうかと。

避難計画については、やっぱりこれは誰もが認めているようにうまくいっていない。市長も言っていないわけですね。市長も避難計画については問題があるということをはっきりと言われているわけですよ。この避難計画の問題を、全部くくりに、単なる再稼働反対のものにくくりに、していいのかというのは、ちょっと疑問なんですけども。その辺は、この区分については、ちょっと考え直す必要があるんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（橋口博文）ほかには何かなかですか。ほかの方に聞いてみらないかな。おいと、二人じゃ決めやならんごあんど。

○委員（成川幸太郎）今の井上委員の意見にあらですけども、この趣旨がやはり大きな題として再稼働に反対ということですよ。中身については細かく再稼働に反対されて。その再稼働することについては避難計画の問題が出てきているんであって、やはり再稼働に反対ということの大きな意味を捉えて、一つにしても、同じくくりにしても、いいんじゃないかなと。

○委員（井上勝博）この資料2を見ていただければわかりますように、陳情第6号とその他の陳情は明らかに違うんですよ。避難計画の充実を求

めるというのが特徴的なわけですよ。その陳情6号を③の中にくくりにするというのが、無理があるのではないかと。これは一つ別にすべきではないかと。これを見れば明らかですがね。何でこれが③の中でくくりされているのかと。

○委員（佃 昌樹）説明会もいろいろな批判もありましたけど、一番大きな、今、市民が問題にしているのは避難計画なんですね。この委員会として避難計画をどうするかということなんです。これが市民への説明責任の一番大きなところになるだろうと思います。

だから、まず避難計画をどういうふうに私たちが理解をしているのか、そこところはきちっとこの委員会で結論が出なければ、やっぱり市民に対しては申しわけないかなという気がするんですね。

だから、私は次回は避難計画をどう見るかということについて、それぞれやっぱり議論をしてもらいたいという気がするんですよ。避難計画は別よと、こっちよと言ったら、果たしてそれで市民が納得するのかな。説明会にも——かなり少ない参加であった避難計画の説明会、非常に川内市民の本当に0.何%ですよ。ほとんど知らない。そういった実態にあります。

したがって、やっぱり私たちは知らない市民の代弁として避難計画をどうみるのか。これはやっぱり大きな要素の一つ。国も説明をしない、国も責任をとらない。きょうの朝日新聞にも載っていましたが、やっぱり支援をするだけ、避難計画作成の支援をするだけで、国が責任をとることはない。こういうふなことですし、私たちの自治体に丸投げされて、避難計画の責任を自治体が負わなければいけない状況に立たされている。それをやっぱり思うと、私たちの責任ということになると、やっぱりこの特別委員会の中で避難計画をどう取り扱うのか、これは非常に大事なものの、大きな問題になると思いますので、進め方としてやっぱりまず避難計画をどう見るかによって陳情の審査のあり方というのはスムーズに進んでいくのではないかなというふうには思います。

以上です。

○委員長（橋口博文）それでは、今後の審査方法については意見が分かれていますので、別室で協議することとしたいと思います。

それでは、ここで休憩いたします。委員の皆さま

んは第1委員会室にお集まりください。

~~~~~

午前10時59分休憩

~~~~~

午前11時35分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで協議会の中で決定されたんですが、その資料ができましたので、それを、資料を配付していいですかね。

〔資料配付〕

○委員長（橋口博文）それでは、先ほど協議で意見が集約されましたその内容について、お手元に配付の修正後の資料のとおりであります。これについて皆さんのほうから。

○委員（井上勝博）第6号に関しては、整理区分表の資料2の中でも避難計画の充実を求めるもの、再稼働に関する議決をしないこと、時間をかけて審議を求めるものという点で、ほかの6号、7号、陳情第6号が二つありますね。

〔「平成26年と平成25年」と呼ぶ者あり〕

○委員（井上勝博）陳情6号は、平成25年の陳情6、7、9、12、13と、これ別個の扱いをすべきだというふうに思います。別個の扱いにしてください。

○委員長（橋口博文）ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）はいじゃ、ただいま別個にという意見もありますので、この修正後の資料のとおり、これで賛成とする方々の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（橋口博文）起立多数であります。よって、この資料の修正のとおり決定いたしました。

それでは、今後の審査方法について協議が終了しましたので、ここで陳情14件の審査を一時中止します。

△今後の委員会の日程

○委員長（橋口博文）ここで、今後の委員会の日程について申し上げます。

次の委員会は、10月20日午前10時、委員会を開会し、当局から先日開催されました住民説

明会の結果について報告を受けることとします。

また、関連もありますので、先ほど整理・区分した要領で陳情の審査も行うこととします。

○委員（井上勝博）住民説明会のあり方について、住民の間からさまざまな意見が出ております。それをきちっと議論できるようにお願いしたいと思います。当局のほうに質問に答えられるようにお願いしたいと思います。

○委員（佃 昌樹）委員長のちょっと私見にあたると思うけれども、今後の審査の最終のところをどういうふうに考えていらっしゃるのか。いつごろまでにしようと、陳情に対する判断をですね。どのような私見を持っていらっしゃるのかちょっとお伺いをしたいと思うんですが。

○委員長（橋口博文）私は、委員みんなの意見を集約して決めていきたいと。私一存じゃ、委員長が一存でできる問題じゃないと思っておりますので。委員の皆さんの意見を集約して決めていきたいと思っています。

○委員（佃 昌樹）ということは、委員会の進展状況に応じて最終の判断の時期は決めるということですね。

○委員長（橋口博文）はい。

○委員（佃 昌樹）わかりました。

○委員長（橋口博文）関連もありますので、先ほどの整理・区分した要領で陳情の審査も行うこととします。

△閉 会

○委員長（橋口博文）それでは、本日の日程は全て終了しました。以上で本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文